

閱覽用

平成29年 第12回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成29年12月5日

神崎市農業委員会

平成29年第12回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月5日(火) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員13名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 服巻 委員

4番 香月 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |

議案第4号 非農地証明について	2件
議案第5号 あっせん委員の指名について	2件
議案第6号 農用地等売渡希望申出の取下げ及び農用地等売渡希望 申出の受理に係る専決処分について	1件
議案第7号 農地移動適正化あっせん事業における基準面積について	1件
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画(利用権設定関係)について	25件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
報告第2号 非農地通知の発出について	1件
報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせんの結果について	1件
追加日程第1	
追加議案第1号 農用地の買入協議について	1件

## 5. 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

### 【農政水産課職員】

農政水産課主事	別府 卓馬
農政企画係主事補	川端 晃博

## 6. 会議の概要

### 事務局長

おはようございます。北部の方では初雪で山肌が白くなり、車のボンネットに雪を乗せた車もありました。今日は、本年最後の総会となりましたが、寒い中、総会に出席していただきありがとうございます。着席して議事を進めさせていただきます。

神崎市農業委員会 会議規則第3条第1項の規定に基づき、議案等含めて既に通知をしておりましたが、お手元に配布しております、追加議案第1号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地の買入協議について」農業委員会 会議規則第3条第2項の規定に基づき、緊急やむを得ない場合として、追加議案を提出させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、平成29年第12回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶

をお願いいたします。

## 会 長

改めまして、おはようございます。一つだけ報告をいたします。実は11月2日に農業委員会の後に農業委員と農地利用最適化推進委員の合同会議を開催しましたが、その折に農業公社の〇〇係長さんの方から農地中間管理機構についての話をさせていただきました。

いつも私たちが法人の中で指導をいただいております。しょっちゅう会う訳ですけど、あの元気な方が、その一週間後に亡くなられたということで、私と筒井副会長とお悔みにいきました。その中で、喪主の奥さんから話を聞いてみますと、いつも昼の弁当を作って主人の職場に届けているそうで、その日も届けて、ご主人が用心して帰れよということで、帰っていたら5分もたたないうちに、ご主人の方から携帯に電話があって、背中が痛か、苦しか、すぐに戻ってきてくれということで、戻ったら駐車場で横になって、もがいてあったそうです。周辺におられた方も救急車を呼んで、ドクターヘリで運ばれ、手術はできたそうですが、そのあと経過が悪くて結局のところ動脈瘤ということで、破裂したそうでございます。

通夜の席でも奥さんは、たぶん30歳くらいで〇〇さんは45歳でしたが、それと小さな2歳ぐらいの女の子がおられました。女の子も状況が変わり眠れなかったのか、子は泣くし、奥さんも泣かれて、亡くなった方もかわいそうですが、残された方もかわいそうな思いでした。

お悔み申し上げたいと思います。

それでは、只今から、平成29年第12回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は13名です。全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則、第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。森 会長、宜しくをお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

### 日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は3番 服巻 委員と4番 香月 委員の2名を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

## 議 長

### 日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

## 議 長

### 日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第4号 非農地証明について	2件
議案第5号 あっせん委員の指名について	2件
議案第6号 農用地等売渡希望申出の取下げ及び農用地等売渡希望 申出の受理に係る専決処分について	1件
議案第7号 農地移動適正化あっせん事業における基準面積について	1件
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画(利用権設定関係)について	25件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	7件
報告第2号 非農地通知の発出について	1件
報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせんの結果について	1件

### 追加日程第1

追加議案第1号 農用地の買入協議について 1件

以上、8議案38件、報告第1号から3号の9件及び追加議案の1件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

## 議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

## 事務局

【議案第1号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の田403㎡。転用の目的は一般住宅、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成30年1月20日、完了は平成30年7月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で農振除外は決定済み。農地区分は「特定土地改良事業などの施行に係る区域内にある」第1種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「住宅などで集落に接続して設置されるもの」となります。位置図などを12ページと13ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出、占用許可や工事承認申請などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については、申請地の排水処理が適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題はないと思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

### (1番 森 委員)

#### 【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

議案第1号 受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、私1番の森が意見を述べさせていただきます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認したところであります。12ページの図面を見ていただくとわかるように申請地は集落に接した農地で、周辺の営農活動に支障を及ぼさないように十分考慮して計画されたと思われますので、特に問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

## 議 長

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

**議 長**

次に受付番号2番について審議いたします。事務局から説明させます。

**事務局**

**【議案第1号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】**

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の畑833㎡。転用の目的は太陽光発電施設、転用の理由及び貸し付け人、借り受け人、施設の用途や事業費などは記載のとおりで、着工は平成30年1月4日、完了は平成30年3月31日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で農振除外は決定済み。農地区分は「宅地化の状況が住宅や事業の用に供する施設や公益的施設などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを14ページと15ページに添付しています。

申請書類として土地利用計画図や資金関係書類、佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出などがあり、周辺農地の営農条件への支障の有無については、申請地の排水処理が適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題はないと思われま

す。説明は以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の10番 鶴 委員のご意見をお伺いいたします。

## 10番 鶴 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

10番の鶴です。第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、申請地は集落内にある農地で、周辺の営農活動に支障を及ぼさないように十分考慮して計画されたと思われまますので、特に問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

## 議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

## 議 長

これより採決に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第4条 受付番号1番)

## 議 長

次に、議案書の2ページをお開きください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。受付番号1番について、事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第2号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他、田4筆と宅地1筆の合計1,221.78㎡、転用済みの宅地敷地及び進入路に係る追認申請で、理由及び申請人、施設の用途などは記載のとおりです。申請地は、農振除外決定済みで農地区分は「宅地化の状況が住宅や事業の用に供する施設や公益的施設などが連たんしている区域に近接する10ha 未満の農地の区域内にある」第2種農地と判断され、許可基準は追認申請ですが「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。位置図などを16ページと17ページに添付しています。

申請書類として現況配置図や佐賀東部及び神崎市土地改良区との協議、埋蔵文化財の届出、事業に至った経緯の始末書などが提出しており、周辺農地の営農条件への支障の有無については、申請地の排水処理が適切に行われていて地区の同意書もあり、問題はないと思われまます。説明は以上です。

## 議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号 受付番号1番について、地区担当委員の7番 大田 委員のご意見をお伺いいたします。

## 7番 大田 委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者などに確認しましたが、申請地は既に宅地や進入路とされていますが、周辺の営農活動に支障を及ぼさないよう使用されていますし、農地法についても深く反省されていますので、追認許可相当だと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

## 議長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から4ページの受付番号4番までを一括して審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

**【議案第3号 議案書を基に朗読後、説明】**

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書3ページから4ページに記載しております、受付番号1番から4番までは、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。各申請地の位置図を18ページから21ページに添付しております。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。なお、受付番号 1 番の対価の欄について、所有者から価格の公表を控えたいと申出があったためアスタリスク表示としています。また、受付番号2番及び3番について、譲受人の権利取得

後の経営面積は4,294㎡となり、脊振町の別段面積である3,000㎡に達しますので、農地法第3条第2項第5号下限面積要件を満たしております。以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第4号 非農地証明関係)

議長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 非農地証明について説明します。

非農地証明については、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番、申請地の所在は、神埼町〇〇字〇〇 〇〇番の他、田2筆の828㎡で、非農地の内容や申請人などは記載のとおりです。農振除外は決定済みで

農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を22ページと23ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく、地域の了解のもと事業用地で活用されているなど、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合して非農地証明に該当すると思われまます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号 受付番号1番の申請は、神埼町〇〇ですので、地区担当委員の7番の大田委員に現地確認等について説明をお願いします。

## 7番 大田 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

7番の大田です。

第4号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。申請地は、長年にわたり事業用地として活用されていて、あらためて地域の同意、了解などもありますので、特に問題はないと思います。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

## 議 長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第4号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

## 議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。事務局から説明させます。

## 事務局

### 【議案第4号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇 〇〇番〇〇の他、畑3筆の68㎡で、非農地の内容や申請人などは記載のとおりです。農振除外は決定済みで農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を24ページと25ページに添付しています。

証明基準については摘要欄に記載のとおりで、昭和4年ごろより周囲農地への影響がなく、地域の了解のもと墓地として活用されていて、神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合して非農地証明に該当すると思われます。説明は以上です。

## 議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第4号、受付番号2番の申請は、千代田町〇〇ですので、地区担当委員の 11 番の福田 委員に現地確認等について説明をお願いします。

## 11番 福田 委員

### 【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

11番の福田です。第4号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。申請地は、長年にわたり中津地区の墓地となっていて、あらためて地域の同意、了解などもありますので、特に問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

## 議 長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

## 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第4号 非農地証明、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第5号あっせん委員の指名)

議 長

次に、議案書の6ページをお開きください。議案第5号 あっせん委員の指名についてを議題といたします。受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第5号 あっせん委員の指名について、農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこなうものです。受付番号1番は、神埼町〇〇田 5,525 m<sup>2</sup>で、申出理由は「後継者がいないため」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。位置図は、26ページに添付しております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。受付番号1番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、10番の 鶴 委員を指名します。

議 長

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、10番の 鶴 委員、よろしく願いいたします。

議 長

次に、受付番号2番、あっせん委員の指名について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第5号 受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番は、神埼町〇〇田 596 m<sup>2</sup>で、申出理由は、「隣接地が売却されることになり、道路に面していない当該農地だけでは耕作ができないため」ということです。位置図は、27

ページに添付しております。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。以上です。

**議 長**

只今、事務局の説明が終わりました。あっせん売渡しの申し出に係る、あっせん委員を指名したいと思います。受付番号2番の土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、6番原委員を指名したいと思います。

**議 長**

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしということですので、6番原委員、よろしく願いいたします。

(議案第6号 専決処分関係)

**議 長**

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第6号 農用地等売渡希望申出の取下げ及び農用地等売渡希望申出の受理に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

**事務局**

**【議案第6号 議案書を基に朗読後、説明】**

議案第6号 農用地等売渡希望申出の取下げ及び農用地等売渡希望申出の受理に係る専決処分について、平成29年9月1日付で申し出のあった農用地等売渡希望申出を平成29年11月20日付で取下げ、同日付けで売渡希望価格を10a当たり90万円として新たに売渡希望申出書の提出がありました。申請の内容等は議案書9ページに記載のとおりです。

売渡希望価格の変更により早急に認定農業者への農地集積を調整する必要性が生じたため、神崎市農業委員会事務局規程第9条第6項の規定により、専決処分をすることとなりましたので承認を求めるものです。以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

何か、ご質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第6号の専決処分について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第7号 基準面積関係)

**議 長**

次に、議案書の10ページをお開きください。議案第7号 農地移動適正化あっせん事業における基準面積についてを議題といたします。事務局から説明いたします。

**事務局**

**【議案第7号、議案書を基に朗読後、説明】**

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業における基準面積について、議案書10ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業により農地を取得する者の要件として、権利取得後の経営面積が農業委員会の定める基準を超えるもとされおり、2015農林業センサスの公表に伴い基準の見直しを行うものです。本案件は、平成29年4月の農業委員会総会で一度ご審議いただいておりますが、集落営農組織等の実態を勘案したうえで再度算定をおこなった結果、神埼町及び千代田町における平均経営耕地面積は162a、脊振町は81aとなりましたので、現行の基準面積から変更しないこととします。算定根拠については、11ページに記載しております。なお、平成29年11月2日開催の農業委員・農地利用最適化推進委員の合同会議において協議済であることを申し添えます。以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

何か、ご質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第7号のあっせん事業における基準面積について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第8号関係)

議長

別冊の議案第8号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号 議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町 新規8件 再設定9件 計17件

内訳は田56筆 100, 844㎡

畑 3筆 469㎡

計 59筆 101, 313㎡

千代田町 新規4件 再設定1件 計5件

内訳は田11筆 15, 336㎡

脊振町 新規2件 再設定1件 計3件

内訳は田	3筆	3, 688㎡
畑	1筆	246㎡
計	4筆	3, 934㎡

神崎市 合計25件

内訳は田	70筆	119, 868㎡
畑	4筆	715㎡
計	74筆	120, 583㎡

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

### 議長

只今、総括表の説明が終わりました。

農用地利用集積計画について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による、議事参与の制限を受ける案件について先に審議いたします。

### 議長

それでは、6番 原 委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(6番 原 委員退室)

### 議長

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規、受付番号6番と3ページの神埼町、再設定、受付番号6番、7番の議事参与に関する案件について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

### 農政水産課

【議案第8号 議事参与の案件、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規6番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所、氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所、氏名設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田7筆15, 179㎡となっております。

続きまして、議案書3ページの神埼町、再設定6番と7番の申し出について説明します。設定する内容は、2件合わせまして、田3筆2, 574㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、神埼町、新規、受付番号 6 番及び再設定、受付番号 6番、7番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

それでは、6番 原 委員委員の入室を許可します。

(6番 原 委員入室)

議長

次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分、受付番号6番を除く、受付番号1番から受付番号8番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から8番までの申し出について説明します。  
設定する内容は、先ほどの議事参与の分を除きまして、

田 10筆 15,519㎡

畑 3筆 469㎡

計 13筆 15,988㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願い

します。説明は以上です。

**議 長**

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、3番 服巻 委員

(質疑・応答)

**3番 服巻 委員**

3番の服巻です。2番の件ですが、現在の面積がゼロとなっておりますが、これでも利用権設定できるのか、お聞きしたい。

**議 長**

農林水産課、説明をお願いします。

**農政水産課**

2番の申し出についてですが、その方は現在、佐賀市にお住まいで、今年から就農することになっておりますので、利用権設定は可能であります。

**3番 服巻 委員**

はい、わかりました。

**議 長**

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

ないようですので、質疑を終了します。

**議 長**

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号6番を除く、受付番号1番から受付番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号6番、7番を除く、

受付番 1 番から受付番号9番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

#### 農政水産課

##### 【議案第8号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から9番までの申し出について説明します。設定する内容は、先ほどの議事参与の分を除きまして、田36筆67, 572㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

#### 議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

#### 議 長

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号6番、7番を除く、受付番号1番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

#### 農政水産課

##### 【議案第8号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田10筆8, 733㎡となっております。その他の内容につきまし

ては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町再設定1番の申し出について説明します。設定する内容は、田1筆6, 603㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番、受付番号2番と7ページの再設定、受付番号1番について、併せて審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第8号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページから7ページの脊振町、新規1番と2番、脊振町、再設定1番の申し出について併せて説明します。設定する内容は、

田 3筆 3, 688㎡

畑 1筆 246㎡

計 4筆 3, 934㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第8号 農用地利用集積計画、脊振町、新規分の受付番号1番、2番及び再設定、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で議案第8号 農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番から受付番号7番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号 受付番号1番から7番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。1ページから3ページに記載しております、受付番号1番から7番につきましては、経営基盤強化促進法による貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号 非農地通知の発出についてを議題とします。事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、非農地通知について説明】

報告第2号 非農地通知の発出について、非農地通知書につきましては、土地所有者等に対し、農地から現況地目(山林、原野)に地目変更する意思を確認し、非農地通知交付申請の申し出があったので、関係地区の委員、推進委員と共に現地確認を行い、非農地通知書を交付しております。なお、非農地通知した農地は農地台帳から削除し、農地法第2条第1項の農地に該当しないこととなります。土地の所在等については、神埼町志波屋地区と脊振町服巻地区の合計35筆となっております。詳細につきましては、一覧表、位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いします。なお非農地判断につきましては、昨年12月の総会で承認をいただいた箇所となります。説明は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号 非農地通知の発出については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(あつせん事業関係)

議 長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業におけるあっせんの結果について、事務局から報告させます。

## 事務局

### 【報告3号、あっせん結果について説明】

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん結果について、平成29年10月20日に売渡希望申出の提出を受けた農地について、あっせん委員の調整の結果、成立に至りましたので報告いたします。成立価格及び買受希望者等については記載の通りです。以上です。

## 議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

## 議長

ないようですので、報告第3号 あっせん結果については、只今、事務局からの報告のとおりです。

## 議長

続きまして、追加議案を審議します。追加議案第1号 農用地の買入協議についてを議題といたします。事務局から説明させます。

## 事務局

### 【追加議案第1号 議案書を基に朗読後、説明】

農用地の買入協議について、議案の内容に入る前に、買入協議制度について説明いたします。議案書の表紙から数えて4枚目の追加議案第1号関係資料をご覧ください。買入協議制度とは、農業委員会によるあっせんが不調になったとき、確実に認定農業者へ優良農地を集積するため、市町の長から所有者と農業公社で農地の売渡について協議を行うよう通知する制度です。農業委員会は総会において、農業公社を通じて認定農業者へ農地を集積することの必要性を審議し、その必要性を認めた場合、市町の長に対して、所有者と農業公社へ買入協議を行うよう通知することを要請します。買入協議の要請を受けた市町の長は、農業公社及び所有者に買入協議を行うよう通知し、買入協議が実施されることとなります。この買入協議が成立し、農業公社に農用地を譲渡した場合、所有者は1,500万円までの譲渡所得税の特別控除を受けることができます。

それでは、受付番号1番について説明します。議案書3枚目をご覧ください。申請者は平

成29年11月20日付で売渡希望申出書を提出されましたが、あっせん委員による調整の結果、買入価格において不調となりました。安定的な農業経営により維持される認定農業者に売渡ができるよう、農業公社による買入が特に必要と認められますので農業経営基盤強化促進法第16条第1項により農業公社及び所有者へ買入協議を行う旨の通知をするよう、神埼市長へ要請するものです。なお、公社買入の必要性については、農業公社を含めあっせん委員及び所有者との事前協議を済ませております。位置図を最終ページに添付しております。以上です。

**議 長**

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(質疑・応答)

**議 長**

何か、ご質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長**

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

何かありますか。角田委員、はい、9番 角田 委員

**9番 角田 委員**

9番の角田です。今の手続きのことで理解できないのですが、今の状況では80万ぐらいで農地が動いているのに90万という形で農業公社に預けるとい、そういうふうな価格設定で、果たして動くのか、それが質問です。

**議 長**

事務局説明を。

**事務局**

はい、質問にお答えします。

今日、6号議案で審議いただいた、農用地等売渡希望申出の取下げ等について、専決処分の承認をいただいたところで、今回、新たに買入協議制度に乗る形で進めさせていただいております。この90万円の価格につきましては、理由としまして、このあっせん事業に乗らなかった農地が安価といえますか、安い価格で契約されたため、少しでも高い価格で売りたいとの申し出がっております。この90万であっせんが成立するものではありません。あくまで買入協議を行い、価格を決定するものです。最終的には90万では無理かなというところではありますが、今後の協議となります。

この制度を活用しますと、今まで譲渡所得税が800万円までの控除が、1,500万円まで控除されますので、売り手には有利な制度となります。この協議につきましては13日に農業公社、原委員、久保山推進委員、売り手、買い手、事務局と協議を予定しております。複雑な仕組みになっておりますが、その辺ご理解いただきたいと思っております。以上です。

**議 長**

改めまして、追加議案第1号 農用地の買入協議について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございました。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議 長**

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第12回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10時40分 閉 会